

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券の評価方法は、原価法によっています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する棚卸資産はありません。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法によっています。

(4) 引当金の計上基準

該当する引当金はありません。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 2. 会計方針の変更

ありません。

### 3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
高校奨学金事業資産	406,525,664	3,023,990	11,940,000	397,609,654
公益目的事業資産	1,966,192,416	3,521,755	55,616,017	1,914,098,154
管理運営資産	76,415,743	30,016,736	10,442,668	95,989,811
合 計	2,449,133,823	36,562,481	77,998,685	2,407,697,619

### 4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
高校奨学金事業資産	397,609,654	397,609,654	0	—
公益目的事業資産	1,914,098,154	1,914,098,154	0	—
管理運営資産	95,989,811	0	95,989,811	—
合 計	2,407,697,619	2,311,707,808	95,989,811	0

### 5. 担保に供している資産

ありません。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
什器備品	2,947,165	2,653,569	293,596
合 計	2,947,165	2,653,569	293,596

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

ありません。

8. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

ありません。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額 (取得価額)	時 価	評価損益
特定資産(公益目的事業資産)			
第245回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,938,700	△ 61,300
第246回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,709,200	△ 290,800
第247回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	201,759,000	1,759,000
第248回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,470,000	2,470,000
第249回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	198,811,400	△ 1,188,600
第250回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	197,460,600	△ 2,539,400
合 計	1,000,000,000	1,000,148,900	148,900

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

ありません。

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
受取寄付金取崩しによる振替額	64,034,262
合 計	64,034,262

12. 関連当事者との取引の内容

ありません。

13. 重要な後発事象

ありません。

14. その他

普通預金・・・新潟県労働金庫 本店 (6口座 546,783,731円)

譲渡性預金・・・新潟県労働金庫 本店 (2口座 900,000,000円)

## 附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記3「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しています。

2. 引当金の明細

ありません。